

稲城市ごみ分別アプリに掲載する広告の取扱いに関する要綱

令和4年12月26日
都市環境整備部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が作成する稲城市ごみ分別アプリ（以下「アプリ」という。）に掲載する広告の取扱いを定めることで、自主財源を確保し、もってアプリの保守業務経費に充てること及び市内事業者等の活性化を図ることを目的とする。

(広告の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、市が作成するアプリとする。

(取扱基準)

第3条 広告物が次に掲げるものに該当する場合は、これを掲載することはできない。

- (1) 市の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第一項に規定する風俗営業及び風俗関連営業に該当するもの
- (3) 利息制限法（昭和29年法律第100号）の上限利息を超えた利息で金銭貸出を行っている事業者
- (4) 政治、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) 不当及び違法な広告又は宣伝
- (7) その他市長が不相当と認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載に当たっては、市内に事業所を有する企業等を優先する。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格等については、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置等
アプリのトップページ下部の指定する位置に掲載し、掲載数に応じて平均的に表示するものとする。
- (2) 規格及び掲載枠数

大きさ	縦100ピクセル・横640ピクセル
データ量	3KB以内
データ形式	PNGまたはJPEG形式（アニメーションは不可）
掲載枠数	5枠

- (3) 掲載期間
1回の申込みにつき、1月単位で、12月を限度に年度ごとに掲載を決定するものとする。
- (4) 広告掲載料
1枠当たり月額 8,000円

(5) 広告掲載料の納付

前号に規定する料金の納付は、掲載決定後、指定期日までに指定口座へ一括前納させるものとする。

(広告の募集)

第6条 ホームページ及び別に定める募集要項にて、広告の掲載位置、広告の規格、料金、取扱基準等を提示し、広告掲載希望者を公募するものとする。ただし、広告掲載希望者が募集枠内に満たないために任意に案内する場合は、この限りでない。

(広告の申込み)

第7条 広告を掲載しようとするものは、市が指定する広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告の原稿及び業務内容のわかるものを添付し、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、申込書を受理したときは、広告の掲載の適否を審査し、可否を決定する。

また、広告申込者が募集枠を超える場合は抽選によって決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主である事業者等（以下「広告主」という。）が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第10条 市長は広告掲載上、支障があると判断した場合又は指定期日までに料金の納入がなかった場合には、当該広告の掲載を取り消すことができる。また、広告主の責任に帰する取消しにより広告の掲載ができなくなった場合には、広告主は、市の損害を賠償するものとする。

(広告掲載料の還付)

第11条 料金納入後、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、市は広告掲載にかかる料金を還付する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生活環境課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。